

会員優遇定期預金「ゆめ」パートⅢの商品説明書

令和6年4月4日変更後

1. 商品名 (愛称)	・自動継続自由金利型定期預金〈M型〉〔複利型〕 会員優遇定期預金「ゆめ」パートⅢ															
2. 販売対象	・当金庫個人会員及び、新たに個人会員申込する個人															
3. 期間・種類 募集金額	3年 自動継続(元金継続、元利金継続)とします。 10億円															
4. 取扱期間	・令和6年4月4日(木)～令和6年9月30日(月) ※ただし、お取り扱い期間中でも募集金額10億円に達した場合は、お取扱いを終了いたします。															
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上1,000万円未満 おひとり様預入限度はパートⅠ、パートⅡ、パートⅢ合わせて2,000万円とする。 ・1円単位															
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。															
7. 利息 (1) 適用金利 (2) (3)	・固定金利 〔複利型〕 ① 会員 3年10万円以上 1,000万円未満 0.20% (税引き後 年利0.159%) 半年複利 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利(スーパー定期300万円以上又はスーパー定期300万円未満)の利率を適用します。 ・満期以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算															
8. 税金	・お利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます)															
9. 取扱条件	・新たな資金に限る。															
10. 付加できる 特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は、担保定期預金の0.50%上乗せした利率)。 ・マル優の取扱いができません。															
11. 中途解約時の 取扱い	<p>・この預金は、原則として中途解約できません。やむを得ず初回満期日前に解約する場合は、次の解約利率で計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、下記利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率とします。</p> <table border="1" data-bbox="422 1288 954 1608"> <thead> <tr> <th>解約日までの実際のお預入期間</th> <th>3年もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・継続後、満期日前に解約する場合は、裏面の預入期間に応じた解約利率(小数点第3位以下切捨て)で預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。</p>		解約日までの実際のお預入期間	3年もの	6か月未満	解約日における普通預金の利率	6か月以上1年未満	約定利率×40%	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
解約日までの実際のお預入期間	3年もの															
6か月未満	解約日における普通預金の利率															
6か月以上1年未満	約定利率×40%															
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%															
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%															
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%															
2年6か月以上3年未満	約定利率×90%															
12. 金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会ください															
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または企画部(9時～17時、電話:0470-29-3012)にお申し出ください。														
	紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。														
14. その他参考となる事項	<p>・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象商品です。当金庫への預入の預金について1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。 ・預金保険制度に関する詳細につきましては、ポスター及び店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。</p>															



館山信用金庫